

平成 29 年度茨城県子育て支援員研修実施要項

1. 目的

「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保が求められています。

このため本研修は、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成することを目的としています。

2. 実施主体 茨城県（社会福祉法人茨城県社会福祉協議会が茨城県から委託を受けて実施）

3. 対象者

研修修了後に実施する「平成 29 年度茨城県子育て支援員研修受講者現況調査」（仮称）に協力することを承諾する方で、次の（1）及び（2）に該当する方。

※ 平成 29 年度研修受講者現況調査は、平成 30 年 10 月頃実施予定です。

- （1）茨城県内に在住又は在勤（保育や子育て支援分野）の方。
- （2）地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、茨城県内において、地域型保育（小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育）や一時預かり事業の保育従事者等として従事することを希望する方や利用者支援事業（子育てひろば等で利用者支援を実施）で従事することを希望する方。

4. 参加定員

- （1）基本研修 260名（1回目：90名／2回目：90名／3回目：80名）
- （2）専門研修 各コースにより異なります。詳細は本要項を参照してください。

※ 上記定員には、平成 29 年度に茨城県が実施する「子育て支援員養成事業」の受講者分を含んでいます。

5. 参加費

- （1）研修の参加費用は無料です。
- （2）会場への往復の交通費（駐車場代が発生する時は駐車場代）及び昼食代等は、自己負担となります。
- （3）科目によっては、テキスト代等の個人負担が別途生じることを予めご了承ください。

※ 詳細は、受講決定の際にお知らせいたします。

※ 「見学実習のための健康診断等」の詳細は、受講決定後お知らせします。健康診断等が必要な場合、健康診断に要する費用は個人負担です。

6. 研修内容

「子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下、「局長通知」という。）」で定められた子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修

7. 研修日程及び開催会場

子育て支援員研修日程表のとおり

注1) 専門研修の受講については、基本研修の修了が条件となります。

注2) 「利用者支援事業（基本型）」を受講される方は、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務）に1年以上の実務経験を予め有していることが条件となっていますので、勤務先で別紙「実務経験証明書：基本型（1年以上の実務経験及び業務内容が入っている）」を発行してもらい提出して下さい。また、事前・事後学習（課題提出及び見学実習）があります。

注3) 各研修プログラムは、順番が入れ替わる場合があります。

注4) 研修日程により、会場が異なります。研修会場までの公共の交通機関での乗降場所や近隣の駐車場等については、各自で調べてください。

【会場所在地一覧】（順不同）

* 駐車場	会場名	所在地
* 1	みと文化交流プラザ	水戸市五軒町 1-2-12
* 2	茨城県立県民文化センター分館	水戸市千波町東久保 697
* 3	茨城県薬剤師会館	水戸市笠原町 978-47
* 2	日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町 2551
* 4	茨城県県南生涯学習センター	土浦市大和町 9-1
* 1	石岡市商工会議所コミュニティセンター サポート・ワン	石岡市府中 1丁目 3-5
* 2	茨城県総合福祉会館	水戸市千波町 1918

駐車場 * 1 … 会場に付設の駐車場に停めることはできませんので、近隣の有料駐車場を利用してください。

駐車場 * 2 … 会場に付設する無料駐車場はありますが、満車で付設の駐車場に停められないこともあります。

駐車場 * 3 … 会場に付設の駐車場に停めることはできませんが、自家用車で来場する場合、受講申込時に受講と合わせて駐車場利用の申込みをした方のみ、会場最寄りの指定駐車場の駐車許可証を発行します。駐車料は1日108円（税込）です。

駐車料は受付時に徴収します。駐車料金の領収書は発行できませんのでご注意ください。また、駐車許可証発行後、当日欠席した場合でも108円は後日振込等によりお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

なお、近隣に有料駐車場はありませんのでご注意ください。

駐車場 * 4 … 会場に付設の駐車場はありますが、有料となります。満車のときは、近隣の有料駐車場を利用してください。

＜ 子育て支援員研修日程表 ＞

【基本研修】：2日間

- 1回目（県央会場） 9月15日（金）・9月29日（金） 定員：90名
- 2回目（県南会場） 10月27日（金）・10月30日（月） 定員：90名
- 3回目（県央会場） 12月4日（月）・12月8日（金） 定員：80名

日程		会場	科目名	講師
9/15	10:00～ 16:05	みと 文化交流プラザ	①子ども・子育て家庭の現状（講義 60分）	①②③④⑤ ⑥⑦⑧ 大学教授等
10/27	10:00～ 16:05	石岡市商工会議所 サポート・ワン	②子ども家庭福祉（講義 60分）	
12/4	10:45～ 16:50	茨城県立 県民文化センター 分館	③子どもの発達（講義 60分）	
			④保育の原理（講義 60分）	
			※講義順が変更になることもあります。	
9/29	9:15～ 15:10	茨城県立 県民文化センター 分館	⑤対人援助の価値と倫理（講義 60分）	①②③④⑤ ⑥⑦⑧ 大学教授等
10/30	10:15～ 16:00	石岡市商工会議所 サポート・ワン	⑥児童虐待と社会的養護（講義 60分）	
12/8	10:30～ 16:20	茨城県立 県民文化センター 分館	⑦子どもの障害（講義 60分）	
			⑧総合演習（演習 60分）	
			※講義順が変更になることがあります。	

【専門研修(地域保育コース:共通科目, 選択項目-地域型保育, 一時預かり事業)】：3日間

《共通科目》※⑥以外の講義順は変更になることがあります。

- 1回目（県央会場） 10月5日（木）・10月9日（月）・10月11日（水） 定員：90名
- 2回目（県南会場） 11月6日（月）・11月16日（木）・11月30日（木） 定員：90名
- 3回目（県央会場） 12月14日（木）・12月15日（金）・12月18日（月） 定員：80名

日程		会場	科目名	講師
10/5	9:00～ 16:50	茨城県薬剤師会館	①乳幼児の生活と遊び（講義 60分）	①②③ 大学教授等
11/6	8:45～ 16:50	石岡市商工会議所 サポート・ワン	②乳幼児の発達と心理（講義 90分）	
12/14	9:00～ 16:50	茨城県薬剤師会館	③乳幼児の食事と栄養（講義 60分）	
10/11		日本赤十字社 茨城県支部	④小児保健Ⅰ（講義 60分）	④⑤ 看護師等医 療関係者 ⑥日赤救急 法指導員
11/16	9:30～ 15:30	石岡市商工会議所 サポート・ワン	⑤小児保健Ⅱ（講義 60分）	
12/15		日本赤十字社 茨城県支部	⑥心肺蘇生法（実技 120分）	
			※午前の部（9:30～11:30）又は午後の部（13:30～15:30）の何れかでの受講となります。午前の部・午後の部の指定はできません。	

10/9	9:30~ 18:00	茨城県立 県民文化センター 分館	⑦地域保育の環境整備 (講義 60分) ⑧安全の確保とリスクマネジメント (講義 60分)	⑦⑧⑨⑩ 家庭的保育 講師 ⑩ 大学教授等
11/30	9:30~ 17:20	石岡市商工会議所 サポート・ワン	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (講義・演習 90分)	
12/18	9:15~ 17:40	茨城県立 県民文化センター 分館	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応 (0~2歳児) (講義 90分) ⑪グループ討議 (演習 90分)	

《地域型保育》

- 1回目 (県央会場) 10月17日 (火) +見学実習2日 定員: 50名
- 2回目 (県南会場) 12月 5日 (火) +見学実習2日 定員: 60名
- 3回目 (県央会場) 12月22日 (金) +見学実習2日 定員: 50名

日程	会場	科目名	講師
10/17	茨城県 総合福祉会館	①地域型保育の概要 (講義 60分) ②地域型保育の保育内容 (講義・演習 120分) ③地域型保育の運営 (講義 60分) ④地域型保育における保護者への対応 (講義・演習 90分) ⑤見学実習オリエンテーション (演習 30分)	②③④⑤ ⑥ 現任・現場経験者 ① 行政職員
12/5	石岡市商工会議所 サポート・ワン		
12/22	茨城県 総合福祉会館		
見学実習	県内事業所	⑥見学実習 (実習2日間)	

●見学実習 (予定期間)

- 1回目 平成29年11月 1日 (水) ~ 11月22日 (水) の内2日間
- 2回目 平成29年12月 5日 (火) ~ 12月20日 (水) の内2日間
- 3回目 平成30年 1月16日 (火) ~ 1月31日 (水) の内2日間

《一時預かり事業》

- 1回目 (県央会場) 10月24日 (火) +見学実習2日 定員: 50名
- 2回目 (県南会場) 12月 6日 (水) +見学実習2日 定員: 50名

日程	会場	科目名	講師
10/24	茨城県 総合福祉会館	①一時預かり事業の概要 (講義 60分) ②一時預かり事業の保育内容 (講義・演習 120分) ③一時預かり事業の運営 (講義 60分) ④一時預かり事業における保護者への対応 (講義・演習 90分) ⑤見学実習オリエンテーション (演習 30分)	②③④⑤ ⑥ 現任・現場経験者 ① 行政職員
12/6	茨城県 県南生涯学習 センター		
見学実習	県内事業所		

●見学実習 (予定期間)

- 1回目 平成29年11月 1日 (水) ~ 11月22日 (水) の内2日間
- 2回目 平成29年12月11日 (月) ~ 12月22日 (金) の内2日間

【利用者支援コース:基本型】：2日間+事前・事後学習

《基本型》 ○県央会場 11月17日(金)・11月23日(木) 定員：20名

日程	会場	科目名	講師
事前学習		①地域資源の把握 (演習 480分)	
11/17	茨城県総合福祉会館	②利用者支援事業の概要 (講義 60分) ④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (講義 90分) ⑤ 記録の取扱い (講義・演習 60分)	② 行政職員 ④⑤ 現任・現場経験者
11/23	茨城県総合福祉会館	③地域資源の概要 (講義 60分) ⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～ (演習 90分) ⑦事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～ (演習 90分) ⑧まとめ (講義 30分)	③⑥⑦⑧ 大学教授等
事後学習		⑨地域資源の見学 (見学実習 480分)	

8. 受講申込方法及び郵送先

- (1) 子育て支援員研修は、基本研修を受けてから、専門研修を受講することができます。
今年度初めて子育て支援員研修を受講される方、及び基本研修一部未受講修了者は、必ず基本研修を申し込んでください。
※ 基本研修免除希望者は、免除対象となる資格証の写し、又は基本研修修了証の写しの提出が必要です。
- (2) 専門研修の受講を希望する方のうち基本研修の受講が必要な方は、今年度の基本研修修了を見込み専門研修の申し込みを受け付けるので、基本研修及び専門研修の申し込みは、必ず一括して受講申込書で申し込んでください。原則として申込手続き後のコース変更や追加申込みはできません。
- (3) 専門研修は、「地域保育コース」か「地域子育て支援コース」のいずれかのコースを選択してください。
※ 専門研修「地域子育て支援コース」利用者支援事業（基本型）に申し込む場合、本要項7.「研修日程及び開催会場」注2に記載の受講に必要な要件が満たされていないと申し込むことができません。
- (4) 専門研修における「地域保育コース（地域型保育又は一時預かり事業）」の申し込みは、いずれか1つとします。ただし、地域保育コースは、地域保育（共通科目）が必須であることから、「地域保育（共通科目）+地域型保育」で1つ、「地域保育（共通科目）+一時預かり事業」で1つとカウントします。

【地域保育コース】 ・地域保育（共通科目）+地域型保育	【地域保育コース】 ・地域保育（共通科目）+一時預かり事業
【地域子育て支援コース】 ・利用者支援事業（基本型）	

- ※ 基本研修は受講者全員（基本研修修了者を除く）が必修のため、上記の3つにはカウントしませんので、受講希望コースや研修日程等を勘案して申し込んでください。
- (5) より多くの子育て支援員を養成する観点から、修了科目等の再受講は受付ません。
 - (6) 基本研修及び専門研修「地域保育コース」においては、同一回で括られた日程での受講とします。（例：基本研修の1日目を第1回、2日目を第3回で受講することはできません。）
 - (7) 受講を希望する方は、受講申込書に必要事項を記入の上、下記郵送先まで簡易書留郵便又

はレターパックプラスで申し込んでください。(通常郵便、メール便、レターパックライト、ファクシミリ、直接持参による申し込みは受付ません。)

- (8) 受講申込書と合わせて、本人確認書類(運転免許証または健康保険証等)の写しを必ず同封してください。
- (9) 申込書送付時の確認事項をご参照下さい。【チェック表参照】
- (10) 受講申込書は、茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロードができます。

【茨城県社会福祉協議会ホームページアドレス】<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

9. 受講申込受付期間 ※基本研修・専門研修共通です。受付期間終了後の申込みは受付られません。

平成29年8月1日(火)から 8月15日(火)当日消印有効

※ただし、平成29年度に茨城県が実施する「子育て支援員養成事業」にかかる受講申込みにについては、当該養成事業の定員に達するまで、若しくは平成29年12月1日(金)のいずれか早い日まで受け付けることとします。

10. 受講免除

(1) 基本研修受講免除

以下に掲げる資格をお持ちの方は、基本研修の免除が可能となりますので、当該資格の免許証等の写しを添付(住所、氏名変更等により免許証等の氏名と異なっている方は、変更前後のつながりが確認できる公的書類を同封)して下さい。

- ① 保育士
- ② 社会福祉士
- ③ 幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で日々子どもと関わる業務(保育所、幼稚園、認定子ども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等)に携わっている方。
※③に掲げる資格により基本研修の免除を受けようとする場合は、別紙【実務経験証明書(基本研修免除希望者用)】の提出も必要となります。

(2) 一部科目免除

茨城県又は他の都道府県等で実施している子育て支援員研修において、基本研修及び専門研修の一部科目を修了している方は、修了証の写しを添付することで修了している科目についての受講が免除されます。

11. 見学実習

- (1) 地域保育コース(地域型保育・一時預かり事業)及び利用者支援事業(基本型)は見学実習が必須で、研修時間は地域保育コース2日間、利用者支援事業基本型1日間です。実習受入先からの指定された日程での実習となることを予めご了承下さい。実習先につきましては研修決定後にお知らせいたします。
- (2) 実習日については、各自実習先の保育所に連絡して決定して下さい。実習日が決まりましたら、茨城県子育て人材支援センターへ必ずご連絡下さい。
- (3) 既に保育所又は子育て広場等で勤務されている方に関しても見学実習は必要となります。その場合、従事している事業所とは別の事業所にて実施していただきます。
- (4) 見学実習前に健康診断等を各自受診の上、検査結果の確認をさせていただくことを予めご了承ください。詳細については、研修決定後にお知らせいたします。

12. 受講者の決定

平成29年度に茨城県が実施する「子育て支援員養成事業」にかかる受講申込者を優先して

受講決定いたします。その上で、受講申込者が定員を超過した場合、受講動機等を勘案した上で決定することを予めご了承ください。決定通知の送付は平成29年8月末頃を予定しております。

また、茨城県が実施する「子育て支援員養成事業」にかかる受講申込者については、定員の範囲内で随時受講の決定を行います。

13. 修了証の発行

茨城県（知事）が子育て支援員研修の修了を認定し、修了証を発行します。

なお、修了証は茨城県社会福祉協議会から発送いたします（修了証は3月下旬発送予定。）。

14. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。

なお、受講申込書に記載された個人情報について、お住まいの市町村、市町村社会福祉協議会及び本会に情報提供することに同意いただける方については、当該市町村、市町村社会福祉協議会及び本会が実施する子育て支援等に関する情報の提供がなされます。

15. 注意事項

- (1) 「子育て支援員*」とは研修を修了し、子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身につけていると認められる方のことです。（*国家資格ではありません。）
- (2) 受講申込書の記載内容に関して確認の連絡をする場合があります。申込受付期間中に連絡が取れない場合は受付ができないことがあります。
- (3) 申込期限までに必要な書類の提出がない場合は、受付できないことがあります。
- (4) 市町村によっては、事業が行われていない場合がありますので各自ご確認ください。
- (5) コースによって、従事できる事業や内容が異なりますのでご注意ください。
- (6) 本研修の一部コースにおいては、活動する市町村の地域の子育て支援に関する資源の調査が含まれます。本研修受講を通じて実践力を身につける観点から、茨城県社会福祉協議会では研修時間中の保育ルーム等は設けませんので、託児が必要な受講者は各自が地域の資源等を活用し手配をしてください（費用は自己負担です）。
- (7) 本研修は、あくまでも受講者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
- (8) 申込書の記入内容が事実と異なる場合、受講及び修了の認定が取消となることがあります。
- (9) 研修受講に際して配慮を要する事項がある方は、受講申込書にてお知らせください。
- (10) 各科目とも原則として10分以上遅刻した場合、科目の修了認定を行いませんのでご注意ください。

16. その他

平成29年度に茨城県が実施する「子育て支援員養成事業」については、茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課保育担当（TEL：029-301-3252）にお問合せください。

17. 本研修についての問い合わせ・受講申込書送付先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城県子育て人材支援センター

〒310-8586 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F

電話：029-301-0294 （平日：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

「平成29年度茨城県子育て支援員研修 申込書送付時の確認事項」

◆次の項目を全てチェックしてから送ってください。

- 受講申込書の個人情報提供への同意（氏名欄）に「記名・押印」
- 本人確認書類（公的書類として、運転免許証または健康保険証等の写し）
※住民票を提出する場合は、「マイナンバー」のっていない住民票とすること。
「マイナンバー」の記載のある住民票の場合、改めて「マイナンバー」が省略された住民票の再提出を求めることとなります。
- 基本研修免除希望の方
 - ・保有資格をお持ちの方は資格証の写し
 - ・幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方は、保有資格証の写しと別紙【実務経歴証明書（基本研修免除希望者用）】に内容を記載・押印
（資格証に記載の氏名と現在の氏名等に変更がある場合には、変更前後の確認ができる公的書類を添付すること）
- 既に基本研修及び地域保育コース（共通科目）を受講済の方
基本研修及び地域保育コース（共通科目）修了証の写し（両方）
（修了証等に記載の住所、氏名等に変更がある場合には、変更前後の確認ができる公的書類を添付すること）
- 一部科目修了している方は一部修了証の写し
（一部修了証に記載の住所、氏名等に変更がある場合には、変更前後の確認ができる公的書類を添付すること）
※1 平成28年度茨城県子育て支援員研修の一部修了をした方及び平成28年度他の都道府県等で実施した子育て支援員研修の一部修了をしている方。（平成28年度発行のみ有効）
- その他、記載事項を再度確認してください。

（郵送先あて名）

申込書及び必要書類等を送る際に下記を切り取り、宛名としてご利用ください。

〒310-8586

水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
茨城県子育て人材支援センター 行

【平成29年度子育て支援員研修申込書在中】